

13 自動車検査制度等の抜本的見直し

【問題意識】

自動車の検査制度については、かねてより国民負担の一層の低減の観点からの見直しについての提言を続けており、総合規制改革会議の第3次答申では重点検討事項の1つとして、下記の問題意識から提言を行った。

自家用自動車の保有については、現在、1世帯当たり1.10台、1人当たり0.43台（平成15年3月末現在）となっており、毎年増加している。また、運転免許保有者数も7746万人（平成15年末）で、ここ数年、毎年100万人程度増加している。これらの状況にかんがみれば自動車の検査及び定期点検制度は一般国民の日常生活に密接にかかわる問題であり、安全確保と環境保全の観点からのみならず、国民負担の一層の軽減の観点からも常に見直しを図っていくべきである。

しかしながら自家用乗用車の車検有効期間については現在、初回3年、次回以降2年とされているが、この規制緩和については、その制度の発足（昭和27年）以来51年間で、昭和58年7月に初回の車検有効期間が2年から3年に延長されたほか、平成7年に車齢10年超のものについて1年から2年に延長されているのみである。

また、平成7年の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の改正により、自動車の保守管理（点検・整備）については故障を含め使用者の自己責任によるものである事が法文上、明確になっている。

さらに諸外国の制度との比較では欧州で初回4年（EU指令に基づく最長車検有効期間）としている国もある等、我が国より長い有効期間を設定している国もある。

また、本事項については、総合規制改革会議の第3次答申において、「安全で環境との調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断する為の調査を平成16年度中に取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずるべき」とされ、本年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」として、この旨が閣議決定されている。

これらを踏まえて、国土交通省においては、今後の望ましい自動車の検査・点検整備制度の在り方について検討が進められていると承知しているが、当会議としては、早急に、自動車検査制度等についての抜本的な見直しが必要と考えている。

【具体的施策】

車検有効期間については国民負担の一層の低減等の観点から不断の見直しが不可欠と考えており、有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中に取りまとめ、速やかに所要の措置を講ずるべきである。【平成16年度中に取りまとめ、以後速やかに措置】